

栃木県死因究明等推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号）第30条に基づき、本県の状況に応じた死因究明等の推進を図るため、栃木県死因究明等推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 死因究明等の推進に向けた体制の強化等の施策に関する事項
- (2) その他死因究明等の推進に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、知事が委嘱又は任命した委員10名以内で組織する。

2 委員は、知事部局、警察部局、検察庁、保健医療福祉関係者、学識経験者その他死因究明等を実施する機関の関係者の中から知事が委嘱又は任命する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明を受け、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部医療政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、保健福祉部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年7月11日から施行する。

この要綱は、令和3年7月26日から施行する。